

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成 28 年度公定価格（案）が示される～子ども・子育て会議（第 27 回）、
基準検討部会（第 30 回）合同会議開催～…………… 1
- ・保育所保育指針改定検討（乳児保育、3 歳未満児の保育について）
～社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第 2 回）報告～…………… 5

◆平成 28 年度公定価格（案）が示される◆

～子ども・子育て会議（第 27 回）、基準検討部会（第 30 回）合同会議開催～

平成 28 年 1 月 26 日、子ども・子育て会議（第 27 回）、基準検討部会（第 30 回）合同会議が開催され、議事(1)平成 28 年度予算案、平成 27 年度補正予算について（内容は、全保協ニュースNo.15-22・23 で既報）、(2)公定価格の対応について、(3)子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要について、事務局から説明がありました。

(2)・(3)の主な内容については、それぞれ後述の通りです。

提案された「公定価格の対応」について、各委員からは特段の異論等は挙げられませんでした。喫緊の課題である保育士確保に向けて、処遇の向上とともに長く働くことのできる職場を実現するための給付充実を求める声がありました。

当日会議の資料については、下記内閣府ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

○子ども・子育て会議（第 27 回）、子ども・子育て会議基準検討部会（第 30 回）合同会議

内閣府ホーム>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>子ども・子育て会議等

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

議事(2)公定価格の対応について ※主な内容を抜粋。一部、全保協事務局注追加。

①平成 27 年度国家公務員給与改定に伴う対応の具体的な取扱いについて

1. 対応方針（案）

- 平成 27 年度においては補正予算により（事務局注：引き上げ分の）財源を確保した上で、4 月 1 日に遡及して新単価を適用。
→・改定の影響を受ける公定価格項目について個々の見直しに代えて、すべての項目について、引き上げ率を一律に乗じたものを新単価とする取扱いとする。
- 平成 28 年度の単価については、改定の影響を受ける公定価格項目について個々に見直しをする通常の方式により、単価改定を実施する（資料 2-2「平成 28 年度公定価格単価表（案）」参照）。

2. 平成 27 年度中の公定価格単価の引き上げ率

- 1 号の施設型給付に係る公定価格 1. 4 9 %
- 2・3 号の施設型給付及び地域型保育給付に係る公定価格 1. 2 9 %

※会議当日は、「引き上げ率については、各公定価格項目の積算上の人件費から機械的に算出をしている」との説明がされた。

②賃借料加算の充実

- 現行の公定価格における賃借料加算を実勢に対応した水準に見直す。

【見直し後の単価例】

（保育所：A 地域：都市部）

定員区分	現行 公定価格単価	年額		見直し後単価	見直し後年額
20 人	6,500 円	1,560 千円	➡	16,800 円	4,032 千円
21 人～30 人	4,500 円	1,620 千円		11,700 円	4,212 千円

（小規模保育事業 A 型：A 地域：都市部）

定員区分	現行 公定価格単価	年額		見直し後単価	見直し後年額
6 人～12 人	4,100 円	590 千円	➡	21,500 円	3,096 千円
13 人～19 人	5,200 円	1,186 千円		27,300 円	6,224 千円

<事務局注：参考>特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（通知）（平成 27 年 3 月 31 日）（別紙 2 保育所）

7 賃借料加算

（1）加算の要件

以下の要件全てに該当する施設に加算する。

- （ア）保育所の用に供する建物が賃貸物件であること（注）
- （イ）（ア）の賃貸物件に対する賃借料が発生していること
- （ウ）「賃貸物件による保育所整備事業」等の国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと
- （エ）減価償却費加算の対象となっていないこと

(注) 施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること

③チーム保育推進加算の創設

○加算の趣旨

- ・ チーム保育体制の整備により、保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。
- ・ 厚い人員配置の下、キャリアアップの体制を整備した保育所を支援し、キャリアに応じた賃金改善が図られ、保育士が長く働くことのできる環境の整備を促進する。

○加算の概要

- ・ 以下の場合に1名分の保育士人件費相当分を加算。
 - ① 必要保育士数（公定価格の基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる数）を超えて保育士を配置
 - ② チームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備し、キャリアを積んだ保育士が若手保育士とともにチームで保育する体制を構築
 - ③ 職員の平均勤続年数が15年以上* …*私立保育所全体の10.6%が対象と推計
 - ④ 加算分による増収は、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の増、当該保育所全体の保育士の賃金改善に充てること

④私立幼稚園の新制度移行に係る課題への対応について

○趣旨

- ・ 特に大規模園における公定価格の設定や、事務負担の大きさが、新制度移行に当たっての課題として事業者や地方公共団体から指摘されていることも踏まえ、1号認定子ども*に係る公定価格の設定を見直し、希望する園が新制度へ円滑に移行できるよう環境整備を行うとともに、移行した園における幼児教育の質の向上を図るため、下記の通り、現行の公定価格に係る水準の見直しを行う。

*認定こども園の教育標準時間認定（1号）にも、水準の見直し、加算の創設あり。

○措置の概要

1. チーム保育加配加算の加算上限を緩和

現行の算定上限		見直し後の算定上限	
利用定員※	算定上限数	利用定員※	算定上限数
～45人	1人	～45人	1人
46人～150人	2人	46人～150人	2人
151人～240人	3人	151人～240人	3人
241人～270人	3.5人	241人～270人	3.5人
271人～300人	4人	271人～300人	5人
301人～450人	5人	301人～450人	6人

451人～

6人

451人～

8人

※利用定員は3歳以上の合計

2. 大規模園において非常勤事務職員及び非常勤講師を新規に加配できる加算を設定

・新制度に係る事務に対応するため、**特に事務負担が大きい大規模園に対して非常勤事務職員を1名加配する。**→加算名称：**事務負担対応加配加算**

・きめ細かな教育・保育の提供のため、**大規模園に対して追加で1名の非常勤講師を加配する。**→加算名称：**指導充実加配加算**

議事 (3) 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要について

※主な内容を抜粋。一部、全保協事務局注追加。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要

1. 仕事・子育て両立支援事業の創設

- 政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（**仕事・子育て両立支援事業**）を創設する。

2. 事業主拠出金の率の引き上げ等

- 一般事業主から徴収する拠出金（事業主拠出金）の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加する。
- 事業主拠出金の率の上限を1,000分の1.5以内から**1,000分の2.5以内に引き上げる。**

【拠出金の充当先（充当先は法定）】※拡充分に**下線**

- 児童手当 1,835億円
- 地域子ども・子育て支援事業 709億円
 - ・ 放課後児童クラブ
 - ・ 病児保育（**事業費、整備費**）
 - ・ 延長保育
- **仕事・子育て両立支援事業（新設）**
 - ・ **企業主導型保育事業（運営費、整備費）** ※最大5万人の保育の受け皿を整備
 - ・ **企業主導型ベビーシッター利用者支援事業**

●企業主導型保育事業

- ◎ 待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの受け皿整備の目標を前倒し・上積みし、40万人分から50万人分整備する。
- ◎ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡充を支援する仕組みを創設する。

※運営費の補助単価については、子ども・子育て支援新制度の各種単価を参考に設定。

本事業の特徴

- ・設置に市区町村の関与なし
- ・柔軟な人員配置
- ・利用も直接契約
- ・多様な勤務形態に対応した多様な保育サービスも
- ・地域枠設定も自由
- 可能
- ・複数企業の共同利用も自由
- ・整備費・運営費を補助

◆保育所保育指針改定検討（乳児保育、3歳未満児の保育について）

～社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第2回）報告～◆

1月7日、社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第2回）〔委員長：汐見稔幸氏 白梅学園大学学長〕（厚生労働省）が開催され、「乳児保育、3歳未満児の保育」について、検討がされました。

本会村松幹子常任協議員（全国保育士会副会長）が委員として参画し、意見を述べました。当日の主な意見とあわせて報告します。

【村松幹子委員】（全国保育協議会常任協議員／全国保育士会副会長）

- 養護があつたうえで、子ども自身がどのように自分の力を育てていきたいのか、保育士にどのような助けを求めるのか、それを読み取った保育の中に教育がある。
- 保育所保育指針の中に、例えば、「乳児期における習慣形成のための教育」等の言葉が盛り込まれることにより、保育における教育はどのような役割を果たしているのかということが分かりやすくなると思う。教育に関する記述を丁寧にしていただきたい。
- 発達に関して、現行の保育所保育指針では、大きな括りで記述されている。保育所保育指針を保護者と共有しながら子育てをしていくのであれば、もう少し細かな書き込みがあってもいいのではないかと。現場の視点では、より丁寧な書き込みがされることを望む。
- また、保育所保育指針の中に、「愛着関係」や「自己肯定感」という言葉が盛り込まれることを希望する。「愛着関係」を築くことや、「自己肯定感」を育てることの意味や目的を盛り込むことにより、保育士にとって、保育の意図するところが分かりやすくなるのではないかと考える。
- 管理的な立場の者がリーダーシップを発揮し、その保育所の保育のめざすところを示すことができるかにより、保育の質が決まると考える。ぜひ保育士の役割と同様に、施設長の役割も明記していただきたい。
- こうしたことを盛り込み、保育の現場が納得できる保育所保育指針としていただきたい。

【他の委員の主な意見】

- 章のタイトルを含む指針の構造そのものの検討が必要ではないか。指針の冒頭に、

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条に示す「保育の内容」は、この指針に基づくものとする。この指針では、保育所保育（仮称）の内容と、これに関連する運営等について定める」などと定義してはどうか。

- 乳児・3 歳未満児の時期は、自己が形成され、他者との関わりを初めて持つなど心身の発達に重要時期であることを踏まえ、乳児・3 歳未満児の保育に関する章を起すべきではないか。
- 養護は教育の前提であり基礎となる。養護なくして教育は成立しない。「養護に関わるねらいおよび内容」は、現行の指針のように「教育に関わるねらいおよび内容」と並列に記載するよりも、「総則」に記載する方が、「養護」の意義と位置付け、5 領域との関係性が明確になるのではないか。
- 3 歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に提供されているが、その一体性が強いあまり、3 歳未満児の保育の教育的意義について十分な記載がない。工夫の余地が無いのか。

「社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第 2 回）」の様子が、テレビ東京系の「NEWS アンサー」で放送されました。ネットでも配信されています。下記 URL で御覧いただけます。

【テレビ東京】 http://www.tv-tokyo.co.jp/mv/newsanswer/news/post_103907

当日資料は、以下の URL からご確認いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000110009.html>

なお、次回（第 3 回）は、平成 28 年 2 月 16 日（火）に開催予定です。本ニュースにて報告予定です。